

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年8月19日	GREEN&NANKOH TAXI株式会社(法人番号8140001013748)代表者南幸佐	兵庫県神戸市兵庫区浜中町2丁目18番12号	本社	兵庫県神戸市兵庫区浜中町2丁目18番12号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年5月16日、事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(2)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【未作成】(運輸規則第37条第1項)(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年8月20日	株式会社オレンジキャブ大阪(法人番号6120001106308)代表者高橋昌良	大阪府大阪市淀川区三津屋南1丁目1番26号	本社	大阪府大阪市淀川区三津屋中2-15-41	輸送施設の使用停止(20日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和6年4月19日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)	2	2
令和6年8月27日	内藤 守	大阪府大阪市淀川区	-	大阪府大阪市淀川区	警告	道路運送法第27条第3条	令和6年7月17日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)	0	0